

そのほか、山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や荒廃した森林の整備等を計画的に実施する。

（４）快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いて行ける範囲の公園の整備など、都市公園等の計画的な整備を行う。また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川、海岸等は、高齢者にとって憩いと交流の場として重要な役割を果たしている。

イ 活力ある農山漁村の形成

（ア）高齢者の能力発揮のための条件整備

「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）を踏まえ、意欲のある高齢農業者が、その意識と技能をいかしつつ、健康でいきいきと活動できるよう、高齢者グループの経験や技術の活用、健康管理活動等の支援を総合的に実施する。また、都市住民との交流及び農地や農業用水など地域資源の保全管理等を促進するとともに、高齢者活動支援施設等の整備を実施する。

加えて、「森林・林業基本法」（昭和36年法律第161号）に基づき策定された「森林・林業基本計画」（平成18年9月閣議決定）を踏まえ、高齢林業者の技術の伝承、豊かな社会経験に基づく知恵の活用に向けた支援を行うこと等により、高齢者の活動を促進する。

さらに、「水産基本法」（平成13年法律第89号）に基づき策定された「水産基本計画」（平成19年3月閣議決定）を踏まえ、高齢者に配慮

した施設整備を推進しつつ、高齢者の技術と能力を生かした水産関係活動の促進を図る。

（イ）新たな担い手の定着及び育成確保の推進

地域の次代を担う若年層の定着化を図るため、地域の基幹産業の振興、多様な就業機会の確保に取り組む。

また、新たな担い手の育成確保を図るため、啓発活動、就業相談、研修等を実施するとともに、農業・林業・水産業に新たに就業する際の準備資金や研修資金の貸付けを行う。

（ウ）生活環境の整備の推進

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図る。

また、高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、農山漁村における農業施設等のバリアフリー化等の整備、農村地域の女性グループ等が行う生活支援等の助け合い活動を充実させるための人材養成活動を推進する。

さらに、高齢者による農作業中の事故が多くなっている実態を踏まえ、高齢者が安全に作業できるよう、事故実態の詳細な調査・分析、安全意識の啓発等を行う。

そのほか、漁村の生活環境、交流、情報通信等の社会基盤を地域特性に応じて整備する。

5 調査研究等の推進

（１）各種の調査研究等の推進

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

高齢者は認知症、悪性新生物(がん)等の様々な疾患にかかりやすい。従って高齢者の介護予

防や健康保持等に向けた取組を一層推進するため、要介護状態になる原因として重要な認知症、運動器疾患等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を行う。

がんについては、平成19年4月に施行された「がん対策基本法」（平成18年法律第98号）に基づき、19年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」において、がん患者を含めた国民が、進行・再発といった様々ながんの病態に応じて、安心・納得できるがん医療を受けられるよう、「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」が全体目標として設定されている。がん対策に資する研究については、この全体目標を実現するために、難治がんに関する研究や長期的な療養の状況把握も含む患者のQOL（生活の質）の向上に資する研究など、臨床的に重要性の高い研究やがん医療の均てん化等行政的に必要性の高い研究を実施していく。

また、アルツハイマー病の発症前診断を可能とするため、脳の画像解析等を行うことで、軽度認知症障害からアルツハイマー病への進行度合いを客観的に評価する技術や簡便に進行度合いを検証できる技術等を開発する。これらのデータを総合的に解析し、画像診断と生化学診断を融合した日本人アルツハイマー病の総合診断体系の構築を進める。

医薬品、医療機器の研究開発を推進し国民へ迅速に提供するために、平成19年度より開始した「革新的な医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」及び「新たな治験活性化5か年計画」に基づく各種施策を、関係者との連携を密にしながら引き続き推進する。

これに加え、生物を構成するタンパク質など

の様々な分子の挙動を生きた状態のまま画像としてとらえることで、創薬プロセスの短縮・コスト縮減、アルツハイマー病・がんなどの疾患の早期診断の実現を目指す分子イメージング研究を引き続き推進する。

また、高血圧、糖尿病、がん、認知症等の疾患を対象として、個人個人に最適な予防・治療を可能とする医療（テーラーメイド医療）の実現に向けた研究を引き続き推進する。例えば、薬剤に対する反応についてゲノムレベルでの個人差を明らかにすることで、最適な処方を行うことを可能とし、患者にとってより安全・安心な医療技術の提供が期待できる。

また、高齢の患者への負担を軽減し、患者の生活の質（QOL）の向上を図るため、がん細胞等の病巣部の位置を正確に把握し、最小限の切除で治療を行う診断・治療一体型の内視鏡下手術支援機器の開発を行う。

さらに、自己修復能力を利用した骨再生、重傷心不全に対する再生医療の実現などに向けた研究を拡充して推進する。再生医療分野において今後大きなインパクトを与える可能性を有している幹細胞研究分野等については、若手を育成する研究を継続して推進する。

イ 福祉用具等の研究開発

福祉用具及び医療機器については、福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、短期間で開発可能な福祉用具・医療機器の民間による開発の支援等を行う。

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

福祉機器に関しては、使用者ニーズに対応す

る新しい技術の可能性（シーズ）に関する調査を行っている。

また、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）に基づく「福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針」（平成5年厚生省、通商産業省告示第4号）に沿って、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や研究開発を行うために必要な情報の収集・分析及び提供を実施している。

介護者支援等で役立つロボットについては、人との接触度が高く、より一層の安全性が求められるため、対人安全技術等の開発や実証試験を推進する。また、高齢者のコミュニケーション支援も可能なロボットシステムの実現に向けて、要素技術の開発を推進する。

ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成等を行う。

案内、情報提供、見守り、生活支援等、高齢者を始め、人にやさしく利便性の高いサービスを実現するため、ネットワークロボット技術等のユビキタスネット技術の研究開発を推進する。

また、最先端の情報通信技術等を用いて、運転者に対し、周辺の交通状況等をカーナビゲーション装置を通じ視覚・聴覚情報により提供することで危険要因に対する注意を促す安全運転支援システム（DSSS）等、高齢者等の安全快適な移動に資するITS（高度道路交通システム）の研究開発を推進する。

そのほか、最先端の情報通信技術（IT）を活用して、高齢者等の歩行安全を確保するた

め、携帯端末を用いた情報提供、移動支援に関する研究開発等を推進する。

さらに、国民がどこでも安心して生活できる環境の実現に向けて、遠く離れた住民の健康状態情報をサービス事業者等が共有し、遠隔地から適切に見守るシステムを構築するモデル実証事業を行う。

これにより、高齢者等利用者の通院・通所頻度を引き下げると共に、利便性を向上し、適切なサービスを行う仕組みを構築する。

（2）調査研究等の基盤の整備

ア 研究推進体制等の整備

科学研究費補助金により大学等の研究者に対し研究費を助成し、学術研究を推進する。大学等においては、老化等の長寿関連の研究を行う。

独立行政法人製品評価技術基盤機構において、高齢者の使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観の多様化等に対応した市場形成の観点から、関係機関と連携を図り、福祉分野におけるJIS等の国家標準の整備を図る。また、企業等における製品設計などの際に考慮すべき、安全・安心に係る動態、感覚等の基本人間特性に関わるデータについて、充実・更新を行うとともに、企業等におけるデータ収集・分析を促進する観点から、収集等に必要の計測手法の標準化を行う。

イ 人材の養成等

科学技術活動の基盤となる人材の育成、確保、活躍の促進により、研究活動を活性化させるため、若手・女性・外国人研究者など多様な人材が能力を最大限発揮できる環境を整備する。

また、医療機関・教育機関等の臨床研修を支

える基盤の整備を主に人材育成の観点から効率的に行う研究事業を行う。

さらに、我が国の社会活動の中核を担う青年リーダーの育成と青年相互のネットワークの形成を目指して、高齢者関連、障害者関連及び青少年関連の各分野の青年を対象に「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」を実施している。このうち、高齢者関連分野については、21年度、日本青年9名を英国に10日間派遣すると共に、英国、フィンランド及びドイツから、同分野の青年リーダー計13名を我が国に15日間招へいし、それぞれ日本青年と各国青年リーダーとの意見交換や高齢者関係施設の訪問などを行う。